　　年　　　月　　　日

鶴岡市長様

住所

申請者

氏名

　　　　電話

**いでは文化記念館入館料・使用料免除申請書**

鶴岡市いでは文化記念館設置及び管理条例第13条及び同条例施行規則第7条の規定により、次のとおり

免除申請します。

※　□にチェック(レ)してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 申 請 事 項 | □１　入館料の免除  □２　施設使用料の免除  □３　企画展示室使用料の免除 |
| 日 時 及 び  場　 　所 | 年　　月　　日（ 　）　　時　　分～　　時　　分　場所（　　　　　　　　） |
| 申 請 理 由 | １　入館料の免除対象と割合  　◇全額免除  　□（１） 市内に所在する学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校又は特別支援学校高等部の生徒又は学生が教育活動として教職員等に引率されて入館する場合  　□（２） 市内に所在する児童福祉法に規定する保育所又は学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校小学部中学部の児童及び生徒の育成活動及び教育活動として教職員等に引率されて入館する場合  　□（３） 教育活動及び育成活動の引率として教職員等が入館する場合  　□（４） 本市が受け入れた視察団等が入館するとき  □（５） 出羽三山神社職員の引率により入館するとき  □（６） 企画展等に作品等を出展中の者が入館するとき  　◇５割免除  □（５） 宿坊関係者の引率により入館するとき  ２　施設使用料の免除  　◇全額免除  　□（１） 市内に所在する学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校又は特別支援学校高等部の生徒又は学生が教育活動として教職員等に引率されて入館する場合  　□（２） 市内に所在する児童福祉法に規定する保育所又は学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校小学部中学部の児童及び生徒の育成活動及び教育活動として教職員等に引率されて入館する場合  　□（３）　本市又は本市教育委員会が主催又は共催する事業で使用するとき  　□（４）　本市又は本市教育委員会が実行委員会として参画する事業で使用するとき  　□（５）　出羽三山神社が実行委員として参画する事業で使用するとき  ３　企画展示室使用料の免除  　◇全額免除  　□（１） 本市に在住する個人または本市出身者のとき  □（２） 本市に在住する者が２分の１以上の組織又はグループのとき |
| 備　　考 | 使用団体名： 【　　　　　　　　　　　　　　　　　】  使 用 人 数：【　　　　】人 |